

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「本証券情報概要書」といいます。)において記載する 20 年第 1 回地方公共団体金融機構債券額面総額 300 億円(以下「本債券」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といいます。)第 40 条第 1 項に基づき、地方公共団体金融機構(以下「機構」といいます。)が発行する債券です。
 2. 本債券は、政府保証の付されていない公募債券です。
 3. 本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本証券情報概要書と同時に投資家に交付された別冊「地方公営企業等金融機構債券発行概要書 発行者情報(以下「発行者情報概要書」といいます。)は、本証券情報概要書と一体をなします。発行者情報概要書には、機構の経理の状況(機構が機構法附則第 9 条第 1 項に基づき権利及び義務を承継して解散する以前の公営企業金融公庫(以下「公庫」といいます。)の経理の状況を含みます。)その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 20 年 10 月 1 日時点の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、発行者情報概要書も併せてご覧ください。
 4. 本債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「金融商品取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本証券情報概要書及び発行者情報概要書は、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
 5. 発行者情報概要書記載の公庫の財務諸表は、機構法附則第 26 条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法(昭和 32 年 4 月 27 日法律第 83 号)、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年 3 月 31 日法律第 99 号。以下「公庫の予算及び決算に関する法律」といいます。)、関連政省令、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に依拠して作成したものです。なお、公庫の予算及び決算に関する法律ではいわゆる中間決算制度が採用されていないため、公庫では中間財務諸表を作成していません。
また、発行者情報概要書には、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を参考情報として記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成したものです。
- 上記の財務諸表は、いずれも金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証

本証券情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 東京 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

| | | | |
|----|-------------------|-------|---|
| 第1 | 募集要項 | | 2 |
| 1. | 新規発行債券 | | 2 |
| 2. | 債券の引受け及び債券発行事務の委託 | | 6 |
| 3. | 新規発行による手取金の使途 | | 6 |
| 第2 | 発行者情報概要書の補完情報 | | 7 |
| 1. | 発行者情報概要書の補完情報 | | 7 |

第1 募集要項

1. 新規発行債券

| | | | |
|----------|---|--------------------------------------|--|
| 銘柄 | 20年第1回地方公共団体金融機構債券 | 券面総額 | 金 30,000,000,000 円 |
| 記名・無記名の別 | 一 | 発行価額の総額 | 金 30,000,000,000 円 |
| 各債券の金額 | 1,000万円 | 申込期間 | 平成21年6月18日 |
| 発行価額 | 額面100円につき 金100円 | 申込証拠金 | 額面100円につき金100円とし、 払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけて ない。 |
| 利税率 | 年2.266% | 払込期日 | 平成21年6月25日 |
| 利払日 | 毎年3月28日及び9月28日 | 申込取扱場所 | 別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店 |
| 償還期限 | 平成41年6月28日(木) | 募集の方法 | 一般募集 |
| 振替機関 | 株式会社証券保管振替機構 | 発行代理人及び 支払代理人 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 |
| 利息支払の方法 | 利息支払の方法及び期限 (1) 利息は、発行日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、平成21年9月28日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月28日及び9月28日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から平成21年9月28日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、 償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める 利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の 日割をもって計算する。 | | |
| 償還の方法 | 1. 債還金額 額面100円につき金100円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成41年6月28日にその総額を償還する。 (2) 債還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 買入消却は、いつでもすることができる。 | | |
| 担保 | 本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の財産について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 | | |
| 財務上の特約 | 担保提供制限 | 該当事項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。) | |
| | その他の条項 | 該当事項なし | |

| | |
|---------|--|
| 取 得 格 付 | 1. 取 得 格 付 A A A 2. 指 定 格 付 機 関 名 株式会社格付投資情報センター 3. 格 付 取 得 日 平成 21 年 6 月 18 日 |
| 取 得 格 付 | 1. 取 得 格 付 A A 2. 指 定 格 付 機 関 名 スタンダード・アント・プロアーズ・レーティングズ・サービス・システムズ 3. 格 付 取 得 日 平成 21 年 6 月 18 日 |
| 取 得 格 付 | 1. 取 得 格 付 A a a 2. 指 定 格 付 機 関 名 ムーティーズ・インベスターーズ・サービス・リンク 3. 格 付 取 得 日 平成 21 年 6 月 18 日 |
| 摘 要 | <p>1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>2. 募集の受託会社</p> <p>(1) 機構法第 40 条第 4 項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三菱東京 UFJ 銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び機構と受託会社との間の平成 21 年 6 月 18 日付 20 年第 1 回地方公共団体金融機関債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。</p> <p>3. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違反し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 機構が発行する本債券以外の債券、機構法附則第 9 条第 1 項の規定により機構が公庫より承継した債務に係わる債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をことができないとき、又は機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 法令により、本債券の償還期日前に機構が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。</p> <p>(4) 機構に倒産処理手続きに係わる法律が適用され、当該法律に基づき、機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>4. 公告の方法</p> |

| | |
|----|---|
| 摘要 | <p>機構又は受託会社は、本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより、これを公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めた場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>5. 債券原簿の公示</p> <p>機構は、その本店に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>6. 本債券の発行要項及び委託契約の公示</p> <p>本債券の発行要項及び委託契約の謄本は機構及び受託会社の各本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の発行要項の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 機構は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本債券の発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 <p>8. 本債券の債権者集会</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有する。 |
|----|---|

| | |
|----|---|
| 摘要 | <p>(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権行使することができる本債券の債権者をいう。以下同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①債権者集会の招集の手続き又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、代理人によってその議決権行使することができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。機構は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって意見を述べることができる。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか、債権者集会に関する手続きは機構と受託会社とが協議して定め、本「摘要」欄第4項に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続きに要する合理的な費用は機構の負担とする。</p> |
|----|---|

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

| | 引受人の氏名又は名称 | 住 所 | 引受金額 | 引受けの条件 |
|-----------|---------------|--------------------|---------------|--|
| 債券の引受け | 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 18,000 百万円 | 1. 引受人は本債券の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額11,500万円（そのうち幹事手数料については金1,000万円、引受責任料については額面100円につき金5銭、販売手数料については額面100円につき金30銭）とする。 |
| | ドイツ証券株式会社 | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 | 12,000 | |
| | 計 | — | 30,000 | |
| 債券発行事務の委託 | 受託会社の名称 | 住 所 | | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | | |

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|------------|-----------|------------|
| 30,000 百万円 | 126 百万円 | 29,874 百万円 |

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額29,874百万円は、機構法第28条に定める業務を行うために必要な資金に充当されます。

第2 発行者情報概要書の補完情報

1. 発行者情報概要書の補完情報

発行者情報概要書に記載された内容について、発行者情報概要書の作成日以降現在（平成21年6月18日）までの間において生じた公表すべき事項を更新して記載しています。

(イ) 国庫納付について

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議による平成20年10月30日発表の「生活対策」の「9. 地方公共団体支援策」において示された「地域活性化・生活対策臨時交付金」の財源として、機構の公庫債権金利変動準備金等を活用することとされ、平成21年3月27日に3,000億円の国庫納付を行いました。これは、機構法附則第14条の規定に基づいて行ったものであり、将来にわたり円滑な運営を確保できると認識しております。

(ロ) 地方公共団体金融機関への改組について

「生活対策」において示された「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機関の創設」については、機構を改組することによりその実現を図ることとされました。

これを受け、貸付対象に一般会計に係る地方債を追加すること等を内容とする地方公営企業等金融機関法の一部改正を含む「地方交付税法等の一部を改正する法律」が平成21年3月31日に公布され、機構は同年6月1日に改組されました。これにより、機構の貸付対象事業が拡充されましたが、貸付先は従来と同様に地方公共団体であるため、債券の安全性に影響はないものと認識しております。

(ハ) 平成21年度における債券発行計画について（発行者情報概要書 第1 3 (ハ)(b)①ii 関連）

地方公共団体金融機関では平成21年度において下記のとおり債券を発行する予定です。

1 一般担保債（非政府保証公募債）について

| 債券の種類 | 上半期予定額 | 発行予定額 |
|--------------|-----------|-----------|
| 10年満期一括固定利付債 | 1,500億円程度 | 3,000億円程度 |
| 20年満期一括固定利付債 | 1,000億円程度 | 2,000億円程度 |
| その他債 | 500億円程度 | 1,000億円程度 |
| 計 | 3,000億円程度 | 6,000億円程度 |

※ 10年債については、原則毎月発行する予定です。

※ 20年債については、年間5～6回程度発行する予定です。

2 政府保証債について

| 債券の種類 | 発行予定額 |
|-------|---------|
| 10年債 | 8,200億円 |

（注）

- 1 貸付の実行状況、市場環境等により発行額を変更することがあります。
- 2 発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。

(ニ) 平成 20 年度補正予算等について（発行者情報概要書 第 2 5(ホ)関連）

平成 21 年 1 月 9 日に第 4 回代表者会議が開催され、機構の平成 20 年度補正予算等が議決されました。平成 20 年度の補正予算等は以下のとおりです。

(ア) 平成 20 年度補正予算

① 予算総則補正

平成 20 年度予算総則第 1 項に定める地方公営企業等金融機関債券の限度額「520,000 百万円」を「820,000 百万円」に改める。

② 平成 20 年度補正予定損益計算書（平成 20 年 8 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|---------|
| 経常収益 | 291,067 |
| 資金運用収益 | 291,027 |
| 貸付金利息 | 288,268 |
| 預け金利息 | 2,759 |
| 役務取引等収益 | 34 |
| その他経常収益 | 7 |
| 経常費用 | 163,959 |
| 資金調達費用 | 158,691 |
| 債券利息 | 158,518 |
| その他の支払利息 | 174 |
| 役務取引等費用 | 141 |
| その他業務費用 | 2,574 |
| 営業経費 | 1,299 |
| 人件費 | 451 |
| 業務費 | 692 |
| その他の営業経費 | 156 |
| その他経常費用 | 1,253 |
| 公営企業健全化基金組入額 | 1,222 |
| その他の経常費用 | 31 |
| 経常利益 | 127,108 |
| 特別利益 | 307,980 |
| 公庫債権金利変動準備金取崩額（国庫納付分） | 300,000 |
| 利差補てん積立金取崩額 | 7,980 |
| 特別損失 | 423,168 |
| 公庫債権金利変動準備金繰入額 | 123,168 |
| 国庫納付金 | 300,000 |
| 当期純利益 | 11,920 |

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

③ 平成 20 年度補正予定貸借対照表（平成 21 年 3 月 31 日）

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|------------|-------------|------------|
| (資産の部) | | | |
| 貸付金 | 22,453,429 | 債券 | 18,918,394 |
| 現金預け金 | 828,977 | その他負債 | 20,403 |
| その他資産 | 17,977 | 賞与引当金 | 59 |
| 有形固定資産 | 2,394 | 退職給付引当金 | 199 |
| 無形固定資産 | 1,150 | 公営企業健全化基金 | 892,584 |
| | | 特別法上の準備金等 | 3,428,680 |
| | | 金利変動準備金 | 220,000 |
| | | 公庫債権金利変動準備金 | 3,079,207 |
| | | 利差補てん積立金 | 129,472 |
| | | 負債の部合計 | 23,260,318 |
| (純資産の部) | | | |
| | | 地方公共団体出資金 | 16,602 |
| | | 利益剰余金 | △ 210 |
| | | 一般勘定繰越欠損金 | △ 210 |
| | | 管理勘定利益積立金 | 27,218 |
| | | 純資産の部合計 | 43,609 |
| 資産の部合計 | 23,303,927 | 負債及び純資産の部合計 | 23,303,927 |

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(b) 平成 20 年度 補正事業計画

- ① 平成 20 年度における貸付金は、648,000 百万円を予定している。
- ② 平成 20 年度においては、公営企業金融公庫の貸付に係る貸付回収金を 742,702 百万円予定している。
- ③ 平成 20 年度における地方公営企業等金融機関債券の発行は、一般勘定に係るものとして非政府保証機構債（公募債）100,000 百万円、管理勘定に係るものとして政府保証機構債 720,000 百万円、合計 820,000 百万円を予定している。
- ④ 平成 20 年度においては、管理勘定分の公営企業債券に係る債券償還金を 1,243,177 百万円予定している。
- ⑤ 平成 20 年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方支援ニーズ把握事業及び情報提供・ネットワーク事業等の実施を予定している。
- ⑥ 平成 20 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、287 百万円を予定している。

(c) 平成 20 年度 補正資金計画

(単位：百万円)

| 支 出 | | 収 入 | |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 貸 付 金 | 648,000 | 地 方 公 共 団 体 出 資 金 | 16,602 |
| 債 券 償 還 金 | 1,243,177 | 公 営 競 技 納 付 金 | △ 12,000 |
| 固 定 資 産 取 得 費 | 599 | 地方公営企業等金融機構債券 | 820,000 |
| 事 業 損 金 | 155,211 | 貸 付 回 収 金 | 742,702 |
| 創 立 費 | 17 | 事 業 益 金 | 287,049 |
| 開 業 費 | 14 | 雑 収 入 | 2,904 |
| 事 務 費 | 1,158 | 機 構 承 繼 金 | 1,318,706 |
| 支 払 利 息 | 151,307 | | |
| 債 券 発 行 費 | 2,574 | | |
| 元 利 金 支 払 手 数 料 | 141 | | |
| 公庫債権金利変動準備金(国庫納付) | 300,000 | | |
| 期 末 現 金 預 け 金 | 828,977 | | |
| 合 計 | 3,175,964 | 合 計 | 3,175,964 |

- (注) 1 上記の資金計画は、平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの予定額を計上している。
- 2 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 3 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(d) 収支に関する中期的な計画（補正）（平成 20 年度～平成 22 年度）

(単位:億円)

| 科 目 | 20年度計画 | 21年度計画 | 22年度計画 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 経 常 収 益 | 2,910 | 5,670 | 5,500 |
| 経 常 費 用 | 1,640 | 3,060 | 3,030 |
| 経 常 利 益 | 1,270 | 2,610 | 2,470 |
| 特 別 損 益 | △ 1,150 | △ 2,150 | △ 1,880 |
| 当 期 純 利 益 | 120 | 450 | 590 |

- (注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

- 2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(ホ) 平成 20 年度の公庫の財務諸表等について（発行者情報概要書 第 5 (4) 関連）

平成 20 年度の公庫の財務諸表等を公表しております。貸借対照表及び損益計算書は以下のとおりです。なお、その他の財務諸表等については、機構のホームページ（「ホーム > 投資家の皆様へ > 財務情報 > 過去の財務諸表」http://www.jfm.go.jp/ir/financial_paststatements.html）をご覧ください。

貸借対照表（平成20年9月30日現在）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|------------|--------------------|-------------|--------------------|
| 科目 | 金額(円) | 科目 | 金額(円) |
| 貸付金 | | 債券 | |
| 長期貸付 | 22,458,657,417,138 | 債券発行高 | 19,352,643,867,929 |
| 受託貸付金 | 372,301,086,647 | 受託金 | 104,526,336 |
| 現金預け金 | 1,424,898,737,980 | 償還金口 | |
| 現金 | 30,000 | 受託貸付資金 | 372,301,086,647 |
| 預け金 | 1,424,898,707,980 | 未払費用 | |
| 未収収益 | 15,717,661,401 | 未払債券利息 | 14,335,095,966 |
| 未収貸付金利息 | 15,606,309,329 | 雑勘定 | 1,294,822,598 |
| 未収受託手数料 | 111,352,072 | 仮受金 | 61,912 |
| 固定資産 | 2,410,218,284 | 前受収益 | 1,291,269,286 |
| 20 業務用固定資産 | | 未払本金 | 3,491,400 |
| | | 基金 | 903,354,898,042 |
| | | 基本公営企業健全化基金 | 900,887,691,201 |
| | | 組入公営企業健全化基金 | 2,467,206,841 |
| | | 特別法上の引当金 | 3,092,416,739,820 |
| | | 利差補てん引当金 | 136,767,006,410 |
| | | 債券借換損失引当金 | 2,955,649,733,410 |
| | | (負債合計) | 23,736,451,037,338 |
| | | 資本金 | |
| | | 産業投資出資金 | 16,600,000,000 |
| | | 積立金 | 357,785,594,891 |
| | | 当期末処分利益 | 163,148,489,221 |
| | | (純資産合計) | 537,534,084,112 |
| 資産合計 | 24,273,985,121,450 | 負債・純資産合計 | 24,273,985,121,450 |

損益計算書

平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで

| 損失 | | 利益 | |
|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 科目 | 金額(円) | 科目 | 金額(円) |
| 経常費用 | 162,480,296,177 | 経常収益 | 312,155,140,767 |
| 債券利息 | 158,054,860,754 | 貸付金利息 | |
| 支払雑利息 | 171,663,588 | 長期貸付利息 | 309,720,567,760 |
| 事務費 | 1,179,250,354 | 受託手数料 | 118,500,747 |
| 俸給及諸給与 | 386,271,342 | 預け金利息 | 1,871,064,358 |
| 諸支出金 | 47,678,955 | 有価証券益 | |
| 旅費 | 11,038,188 | 有価証券益 | 139,280,000 |
| 業務諸費 | 717,464,831 | 雜収入 | 305,727,902 |
| 交際費 | 105,130 | 労働保険料被保険者負担金 | 1,984,462 |
| 税金 | 16,691,908 | 雜益 | 303,743,440 |
| 債券発行諸費 | 203,545,347 | 特別利益 | |
| 償却費 | 1,573,931,467 | 利差補てん引当金戻入 | 15,548,656,258 |
| 20固定資産減価償却費 | 29,536,855 | | |
| 債券発行費償却 | 1,544,394,612 | | |
| 雜損 | 646,124 | | |
| 公営企業健全化基金へ組入 | | | |
| 公営企業健全化基金へ組入 | 1,296,398,543 | | |
| 特別損失 | | | |
| 利差補てん引当金繰入 | 2,075,011,627 | | |
| 当期利益金 | 163,148,489,221 | | |
| 合計 | 327,703,797,025 | 合計 | 327,703,797,025 |

(注) 当期利益金163,148,489,221円は、地方公営企業等金融機構法附則第9条第4項の規定により、積立金として整理することとする。

(ヘ) 公庫の権利義務の機構への承継について

平成21年2月12日、地方公営企業等金融機構資産評価委員会が開催され、機構が公庫から承継する資産及び負債の価額が決定されました。なお、承継資産等貸借対照表は次のとおりとなっています。

承継資産等貸借対照表
(平成20年10月1日現在)

(単位：円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|--------------------|---------------|--------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) |
| 貸付金 | 22,458,657,417,138 | 債券 | 19,339,289,264,801 |
| 有価証券 | 1,347,000,000,000 | その他負債 | 32,108,688,391 |
| 現金預け金 | 77,898,737,980 | 未払費用 | 14,335,095,966 |
| 現金 | 230,047 | 職員預り金 | 61,912 |
| 預け金 | 77,898,507,933 | その他の負債 | 17,773,530,513 |
| その他資産 | 17,179,552,653 | 賞与引当金 | 54,382,411 |
| 未収収益 | 15,949,210,539 | 退職給付引当金 | 217,061,139 |
| その他の資産 | 1,230,342,114 | 公営企業健全化基金 | 903,354,898,042 |
| 有形固定資産 | 3,045,454,335 | 基本公営企業健全化基金 | 903,354,898,042 |
| 建物 | 551,106,175 | 特別法上の準備金等 | 3,613,350,823,932 |
| 土地 | 2,403,200,000 | 金利変動準備金 | 220,000,000,000 |
| その他の有形固定資産 | 91,148,160 | 公庫債権金利変動準備金 | 3,256,583,817,522 |
| 無形固定資産 | 654,534,907 | 利差補てん積立金 | 136,767,006,410 |
| ソフトウェア | 654,460,907 | 負債の部合計 | 23,888,375,118,716 |
| その他の無形固定資産 | 74,000 | (純資産の部) | |
| 資産の部合計 | 23,904,435,697,013 | 管理勘定利益積立金 | 16,060,578,297 |
| | | 純資産の部合計 | 16,060,578,297 |
| | | 負債の部及び純資産の部合計 | 23,904,435,697,013 |

(ト) 平成 21 年度地方債計画の改定について

国の平成 21 年度補正予算（第 1 号）が平成 21 年 5 月 29 日に成立したことに伴い、平成 21 年 6 月 15 日付けで「平成 21 年度地方債計画」が改定され、総額で 4,000 億円、地方公共団体金融機構資金については、500 億円増額されています。